平成２４年（フ）第３１３号
長崎県長崎市かき道６丁目１番１―507号、旧住所長崎県長崎市つつじが丘１丁目13番13号
債務者　荒木　光男
1　決定年月日時　平成24年12月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西　敏嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月６日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３２６号
神奈川県大和市南林間５丁目８番28号　メゾン林間101号
債務者　西村　　淳
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松平　幹生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月４日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３８３号
福井県吉田郡永平寺町山王第21号23番地１
債務者　ニューつるやこと　鶴田　光雄
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅田　景子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３８４号
福井県吉田郡永平寺町山王第21号23番地１
債務者　鶴田貴三子
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅田　景子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２５２９号
横浜市中区千代崎町４丁目97番地　ベイツ本牧301号室
債務者　角田　　修
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　律夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月11日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５０４号
静岡県藤枝市泉町43番地の29
債務者　山本祐三子
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福元　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月11日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３７１号
宮崎市高岡町浦之名1309番地
債務者　仙田　正春
1　決定年月日時　平成24年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　貴博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月12日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１１０号
富山県高岡市三女子152番地２
債務者　本吉　秀光
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋爪　　勇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
富山地方裁判所高岡支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第７４号
秋田県横手市十文字町佐賀会字新山道添127番地３
債務者　小川江里子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第２０６号
静岡県富士宮市万野原新田3108番地の20、前住所静岡県富士宮市万野原新田3343番地の１
債務者　篠原　博行
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第３５７号
北海道北斗市七重浜８丁目３番19号
債務者　阿部　　満（旧姓三好）
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１０９号
岐阜県大垣市牧野町１丁目227番地１
債務者　河瀬由起子
1　決定年月日時　平成24年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第１５７２号
埼玉県上尾市大字上尾村578番地１
債務者　嶋田　祐一
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６６２号
埼玉県朝霞市栄町３丁目１番25号　クレセール朝霞102
債務者　渡　　典子
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６７１号
埼玉県北足立郡伊奈町寿３丁目232番地　ラ・セゾンプラザ102
債務者　小林　　正
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２７０号
千葉県富里市十倉459番地13
債務者　宮野　文子
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３２３号
千葉県印旛郡栄町安食3283―１　グリーン・カーサ103号、住民票上の住所茨城県神栖市須田2340番地43
債務者　須藤　大貴
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部